

平成20、21年度の保険料計算方法

均等割額と所得割額は県内均一で、2年ごとに見直しを行います。

$$\begin{array}{c} \text{1人あたりの年間} \\ \text{保険料} \\ \text{(最高限度額50万円)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{福岡県の広域連合で} \\ \text{決められた額} \\ \text{50,935円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{総所得金額等} - 33\text{万円} \times \begin{array}{c} \text{福岡県の広域連合で} \\ \text{決められた率} \\ 9.24\% \end{array} \end{array}$$

「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金収入 - 公的年金等控除」、「給与収入 - 給与所得控除」、「事業収入 - 必要経費」などで、各種所得控除前の金額です。一人ひとりの保険料は、4月以降に決定して通知します。公的年金収入のみの人は、年金額が153万円以下の場合、所得割額はかかりません。

保険料の軽減措置

世帯の年間総所得金額が少ない人

世帯の年間総所得金額に応じて、均等割額が軽減されます。住民票上の同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額の合算額が次の額に当てはまる世帯は、軽減措置があります。

33万円(基礎控除額)以下の世帯	7割軽減	均等割額 15,280円
33万円 + 24.5万円 × 被保険者数 以下の世帯 (被保険者である世帯主を除く)	5割軽減	均等割額 25,467円
33万円 + 35万円 × 被保険者数 以下の世帯 (被保険者である世帯主を除く)	2割軽減	均等割額 40,748円

軽減の判定にかかる「総所得金額」は、「公的年金収入 - 公的年金等控除 - 15万円」となるなど、保険料計算の「総所得金額等」とは異なる場合があります。詳しくは、住民課医療・保険係までお問い合わせください。

健康保険などの被扶養者であった人

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険、健康保険や共済保険など、の被扶養者であった人は、新たに保険料負担が生じることになります。このため、緩和措置として被保険者となる月から2年間、均等割額が5割軽減されます。さらに特例措置として、平成20年4月から9月までは保険料の負担は無く、10月から平成21年3月までは、均等割額の9割が軽減されます。なお、この期間中は所得割額はかかりません。

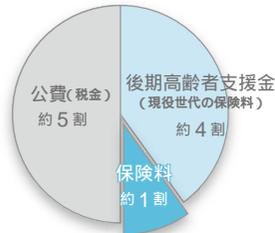


国民健康保険の人は、この緩和措置および特例措置には該当しません。

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました。

平成20年4月から、現在の「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」に変わります。75歳以上の方は、これまでの国民健康保険や被用者保険(健康保険や共済保険など)から、「後期高齢者医療制度」に加入(移行)することになります。「後期高齢者医療制度」の詳しい内容については、8月号の広報ふくちをご覧ください。

広域連合の医療給付費負担割合



医療給付費(医療費の総額から自己負担分を除いた費用)の約1割を後期高齢者全員で「保険料」として負担します。

高齢者のうち、75歳以上の方を「後期高齢者」といいます。

対象者

75歳以上の人

一定の障害がある人は65歳以上

75歳以上の全員が被保険者となり、一人ひとりに新しい「後期高齢者医療被保険者証」が交付されます。

医療費の自己負担

一般の人... 1割
現役並み所得者... 3割

病院の窓口など医療機関での自己負担は、今までの「老人保健制度」と変更ありません。

※ 現役並み所得者... 課税所得が145万円以上で、収入が、高齢者複数世帯では520万円以上、高齢者単身世帯では383万円以上の人。

後期高齢者医療制度 Q & A

なぜ新しい制度ができたの？

高齢者の医療費が増大しているなか、医療保険を支える現役世代の人口は減少しつつあり、その負担が増え続けています。そこで、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度とするために、75歳以上の人の心身の特性や生活実態などを踏まえ、独立した「後期高齢者医療制度」が創設されました。

何か手続きは必要？

現在、老人保健制度の適用を受けている75歳以上の方は、手続き不要で自動的に「後期高齢者医療制度」へ移行します。

保険証はいつ届く？

すでに老人保健制度の適用を受けている人は、平成20年3月末までにお届けします。平成20年4月以降に75歳に到達する人は誕生月の前月中にお届けします。なお一人ひとりの保険料の額は、4月以降に決定して通知します。

保険料はどうやって支払うの？

年金の額が18万円以上で、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分以下の場合は年金から引き取られます。それ以外

給付の内容は変わるの？

の人は町から送られてくる納付書や口座振替などによって納めます。現在、被用者保険に加入している人は、保険料軽減にかかるとる特例措置の関係で、普通徴収(納付書や口座振替で支払い)になる場合があります。

病院にかかったときの給付については今までの老人保健制度と基本的に変わりません。主な給付には次のものがあります。病気のやがで診療を受けたときの治療費、入院したときの食費、療養病床に入院したときの生活療養費、1か月に払った自己負担が限度額を超えたときの給付、訪問看護を利用したときの利用料、装具の購入費など、緊急の入院や転院のときの移送費、このほか、新しく「高額介護合算療養費」が設けられます。

高額介護合算療養費とは？

8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額が、一定の限度額を超えた場合に払い戻されます。

問 福岡市役場 住民課 医療 保険係

22-7761

問 福岡県後期高齢者医療広域連合

092-65513111